



専 決 処 分 書

令和4年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算歳入のうち、保険給付費等交付金等について、また、歳出のうち、一般被保険者療養給付費等について、それぞれ減が生じたので、既定予算の補正（第3号）を要するが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

岩沼市長 佐藤 淳 一



令和4年度

岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)



## 令和4年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度岩沼市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129,710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,242,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 使用料及び手数料		400	△10	390
	1 手数料	400	△10	390
4 県支出金		3,251,175	△126,193	3,124,982
	1 県補助金	3,251,175	△126,193	3,124,982
6 繰入金		399,963	△707	399,256
	1 他会計繰入金	276,924	△8,872	268,052
	2 基金繰入金	123,039	8,165	131,204
8 諸収入		11,424	△2,800	8,624
	1 延滞金、加算金及び過料	7,001	△2,800	4,201
補正されなかった款項に係る額		708,828	0	708,828
歳入合計		4,371,790	△129,710	4,242,080

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		39,901	0	39,901
	2 徴税費	17,627	0	17,627
2 保険給付費		3,209,647	△129,710	3,079,937
	1 療養諸費	2,773,315	△104,952	2,668,363
	2 高額療養費	418,695	△18,026	400,669
	4 出産育児諸費	12,607	△6,732	5,875
補正されなかった款項に係る額		1,122,242	0	1,122,242
歳出合計		4,371,790	△129,710	4,242,080





一、 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
2 使 用 料 及 び 手 数 料	400	△10	390
4 県 支 出 金	3,251,175	△126,193	3,124,982
6 繰 入 金	399,963	△707	399,256
8 諸 収 入	11,424	△2,800	8,624
補正されなかった款に係る額	708,828	0	708,828
歳 入 合 計	4,371,790	△129,710	4,242,080

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費	39,901	0	39,901
2 保 険 給 付 費	3,209,647	△129,710	3,079,937
補正されなかった款に係る額	1,122,242	0	1,122,242
歳 出 合 計	4,371,790	△129,710	4,242,080

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△10	10
△126,193			△3,517
△126,193		△10	△3,507

2 歳入

2款 使用料及び手数料

1項 手数料

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 督促手数料	400	△ 10	390	1 督促手数料	△ 10
計	400	△ 10	390		

4款 県支出金

1項 県補助金

1 保険給付費等交付金	3,251,175	△ 126,193	3,124,982	1 普通交付金	△ 126,193
計	3,251,175	△ 126,193	3,124,982		

6款 繰入金

1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	276,924	△ 8,872	268,052	4 職員給与等繰入金	△ 4,384
				5 出産育児一時金等繰入金	△ 4,488
計	276,924	△ 8,872	268,052		

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	123,039	8,165	131,204	1 財政調整基金繰入金	8,165
計	123,039	8,165	131,204		

8款 諸収入

1項 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	7,001	△ 2,800	4,201	1 一般被保険者延滞金	△ 2,800
計	7,001	△ 2,800	4,201		

(単位: 千円)

説	明	
督促手数料		△ 10
<充当先> 1 2 1	国保税収納管理事業	△ 10

普通交付金		△ 126,193
<充当先> 2 1 1	一般被保険者医療費の給付事業	△ 104,202
2 1 3	一般被保険者療養費の給付事業	△ 2,572
2 1 5	診療報酬審査支払手数料に要する経費	△ 1,393
2 2 1	一般被保険者高額療養費の給付事業	△ 18,026

職員給与等繰入金		△ 4,384
出産育児一時金等繰入金		△ 4,488

財政調整基金繰入金		8,165
-----------	--	-------

一般被保険者延滞金		△ 2,800
-----------	--	---------

3 歳出

1款 総務費

2項 徴税费

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 賦課徴収費	17,627	0	17,627			△10	10
計	17,627	0	17,627			△10	10

2款 保険給付費

1項 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	2,741,873	△100,987	2,640,886	△104,202			3,215
3 一般被保険者療養費	19,674	△2,572	17,102	△2,572			
5 審査支払手数料	11,618	△1,393	10,225	△1,393			
計	2,773,315	△104,952	2,668,363	△108,167			3,215

2項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	418,045	△18,026	400,019	△18,026			
計	418,695	△18,026	400,669	△18,026			

4項 出産育児諸費

1 出産育児一時金	12,607	△6,732	5,875				△6,732
計	12,607	△6,732	5,875				△6,732

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		国保税収納管理事業

18 負担金、補助及び交付金	△100,987	一般被保険者医療費の給付事業	△100,987
18 負担金、補助及び交付金	△2,572	一般被保険者療養費の給付事業	△2,572
12 委託料	△1,393	診療報酬審査支払手数料に要する経費	△1,393

18 負担金、補助及び交付金	△18,026	一般被保険者高額療養費の給付事業	△18,026

18 負担金、補助及び交付金	△6,732	出産育児一時金の給付事業	△6,732